

公立美術館地域展開型研修事業（美術館出前（オーダーメイド）型ゼミ）
募集要項（令和2・3年度実施）

公立美術館地域展開型研修事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）が設置する美術館の職員等の実践的な公立美術館運営能力の向上及び公立美術館の相互交流の促進を図るため、公立美術館の現場の課題意識にそったオーダーメイド型の研修事業を行います。特に本研修事業は、地域の公立美術館の職員が参加しやすいように、出前型研修（地域創造の負担において、講師を公立美術館に派遣するタイプのゼミ等）として行います。

本事業を地域創造との共催で実施する公立美術館を募集します。

1 研修事業の対象となる公立美術館等

次の①の公立美術館が、②のいずれかの形態で参加することを要件とします。

- ① A 地方公共団体が設置し、以下の団体が管理運営する公立美術館（美術作品等の公開及び保管を行う施設。博物館を含む。）
- ア 地方公共団体
 - イ 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、公の施設の管理を行う法人その他の団体
- B 地方独立行政法人が設置し、管理運営する公立美術館
- ② 参加する美術館の形態
- ア 都道府県単位の複数の公立美術館
 - イ 都道府県内外のまとまった地域の複数の公立美術館

2 研修事業の対象となる職員

公立美術館の学芸員、一般事務職員、当該公立美術館を設置する地方公共団体の行政部局の職員等

3 事業内容

実施要綱を参照してください。

（地域創造のホームページからダウンロードできます。）

4 研修事業の申請者（以下「申請美術館」という。）

- ・都道府県単位の公立美術館の研修事業の場合は、当該都道府県立美術館
- ・都道府県内外のまとまった地域における研修事業の場合は、地域の中核的な公立美術館

5 申請方法

(1)申請書類

下記書類に必要事項を記入の上、郵送により地域創造に直接提出してください。

- ア 申請書(様式 1-1)
- イ 指定管理者によって管理運営を行っている館は、施設設置者である地方公共団体の

長による副申書（様式 1-2）

ウ 申請概要書①、②（様式 2-1、2-2）

エ 申請館、参加館の設置条例の写し（上記 1 ①B の公立美術館は地方独立行政法人の定款）、および施設の概要の分かる資料

※ 必要書類は、地域創造のホームページからダウンロードできます。

（2）募集期限

令和 2 年 1 月 3 1 日（金）まで（必着）

（3）決定通知等

令和 2 年 2 月中旬に研修候補地を内定し、申請美術館に通知します。その後、調整を行った後、4 月上旬に研修事業決定通知を、申請美術館に発出します。

6 申請書送付先（問い合わせ先）

一般財団法人地域創造

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-9-11 オリックス赤坂 2 丁目ビル 9 階

担当：高野

電話：03-5573-4143

F A X：03-5573-4070

メール：bikatsu@jafra.or.jp